

第7回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年12月27日（水）午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第7回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年12月27日(水) 16時00分
2. 閉会時間 平成29年12月27日(水) 16時42分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 19名
5. 欠席委員者の数 0名
6. 出席推進委員の数 5名
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地台帳登載申請について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第7回島原市農業委員会の総会を開催します。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

・・・番 …… 委員、 ……番 …… 委員を指名します。

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、6件 11筆 12,538.16平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は3ページから6ページに記載のとおりで、13件13筆 13,551.87平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請については、議案集7ページに記載のとおりで、1件 2筆 1,775.00㎡ の届けがありました。

なお、現地確認は、12月6日に……………、…………… 委員に確認していただきました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番から3番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・・・番 …… 委員の退場を求めます。

(…………… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑2筆2，705平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は17，994平方メートルで、農機具は、トラクター3台、トラック3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆1，242平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は39，060.80平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラック3台、草刈り機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・株式会社
.....さんです。

畑1筆868平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7，817平方メートルで、農機具は、トラクター1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

3番の譲受人は、農地所有適格法人で3年の農作業暦があります。

養鶏を営んでおり、タマネギを作付し、通作距離は車で1時間15分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、..... 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で15年の農作業暦があります。

妻と父母の4人で農業を営んでおり、ほうれん草を作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番について、..... 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で22年の農作業暦があります。

妻、子と子の妻の6人で農業を営んでおり、飼料を作付し、通作距離は自宅より1.4キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

・番（・・・・ 委員）

3番についてですが、県外ですが、こちらに住んでおられるのですか。1時間以上もかけて何をされているのですか、この法人は。

先ほど・・・と言われたが譲渡人が・・・ではなかったですか。

事務局

今の・・・委員の質問ですが、先ほどの・・・・株式会社というのは、・・・の・・・にいらっしやいます、通作については1時間10分かかりますが、作付としてはタマネギを作りたいと、基本は・・・が主たる業務みたいで、譲渡人の・・・さんも・・・でした、その・・・も合わせて取得されるのだろうと、農地にはタマネギを作付し、・・・部分については農地ではありませんので、ここには上がってきておりませんが、そのような話ですので、・・・もされるため、従業員等がおりますので、作付は可能だと思います。

ただ、代表者の方はそこには住みませんが、通作的には可能と判断しております。

・番（・・・・ 委員）

県外でもいいのですか、住所は必要ではないのですか、・・・が主だとは思いますが。

以前、他の案件で、そこも・・・だったのですが、本人が耕作するというので、現実にはほかの方が耕作されており、3、4町あるのですが、本人が耕作するというので、現地調査も行いましたが、現実にはほかの方が管理委託されているようでした。その時と同じ状況ではないのですか。

事務局

・・・委員がいわれる案件は、何年か前に申請があった分で、その時は個人での取得でした。

個人で取得するのにだれもいないのは、おかしいのではないかとということで、本人に来ていただいて説明していただいたとお聞きしておりますが、今回は会社が取得するというので、どなたか従業員が耕作することが可能となっております。農地所有適格法人の場合は、代表者が必ず耕作をしなく

ても、従業員が耕作しても可能なため取得はできると判断しております。

議長

他に、ご意見はありませんか。

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

・・・番 ・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、許可することに決定しましたので報告します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番ですが、関連がありますので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・
・・・さんで、申請地314平方メートルを譲り受け、隣接地・・・番、・・・番、
・・・番と一体に・・・及び・・・として利用したいと申請され、平成・・・年・・・月・・・日付
け長崎県指令・・・農地活第・・・号で許可されておりましたが、・・・個人名義で取得するところ
を・・・ということもあり間違っ・・・で申請したもので、前回の許可部分を
取消し、新たに譲受人・・・で取得したいとの申請です。

なお、平成・・・年・・・月の申請時点と譲受人のみの錯誤による、取消し及び転用申請のため、先々
月の申請でもあり、今回の現地調査は行っておりません。

なお、先々月の現地調査報告としましては、「申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は
農地、東側は譲渡人の雑種地、西側は里道を挟んで宅地となっております。雨水は自然流下するとい
うことで、問題なしと見て参りました。」との報告がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の1番は許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

並びに、第3号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に進達します。

並びに第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の使用貸人は、・・・・の・・・・さん、使用借人は・・・・の・・・・さんと・・・・さんで、申請地336平方メートルを借り受け、・・・・番地・宅地の一部89平方メートルと一体に木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．．． 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は．．．．．の一角にあり、北側は宅地、東側は里道を挟んで農地、南側は農地、西側は申請者の宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長)

只今、説明がありました、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番ですが、関連がありますので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番及び4番について説明します。

3番の使用貸人は．．の．．．．．さん、使用借人は．．の．．．．．さん、4番の譲渡人は．．の．．．．．さん、譲受人は．．の．．．．．さんで、許可申請3番、201平方メートルの使用貸借及び許可申請4番271平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施

行規則第 33 条 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」) に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 3 番及び 4 番について報告します。

3 番及び 4 番の申請地は・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は農地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 番及び 4 番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 3 号議案の 3 番及び 4 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 3 番及び 4 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 5 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地409平方メートルを譲り受け、木造2階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・の一角にあり、北側は譲渡人の宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は譲渡人の農地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は……の……さんで、申請地は昭和……年月日不詳頃より、……番
・宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路西側は申請人の農地となっ
ております。

現地を見ますと、アパートの敷地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題
なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4議案 非農地証明願いの2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和・・・年月日不詳頃より隣接する山林が迫り、雑木及び竹林が繁茂し、山林化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、西側は農地、北側及び東側、南側、は山林となっております。

現地を見ますと、周辺の山林と同じく雑木や竹が茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和・・・年月日不詳頃より隣接する山林が迫り、雑木及び竹林が繁茂し、山林化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・の一角にあり、北側は農地、西側及び東側は道路、南側は山林となっております。

現地を見ますと、雑木や竹が茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、

・番・・・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・・・委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得よ

うとするものであります。

利用権設定については、議案集12ページから21ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 17件 29筆 29,887.00㎡

耕作権の再設定 30件 75筆 66,697.37㎡

合計 47件104筆 96,584.37㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集22ページに記載のとおりで、6件 8筆 6,911.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

(. 委員 入場)

議長

・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、

・番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、本日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の21筆22,786.00平方メートル分及び再配分の6筆8,179平方メートルで合計の27筆30,965平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の23ページと、別添①添付書類をご覧ください。

今回は、受け手14名の方の詳細について、事前に添付書類として議案といっしょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積・農機具の詳細・農業従事者・作物の種類・通作距離を確認した結果、全員許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

（. 委員 入場）

議長

・委員に関する案件も含め、同意することに決定しましたので報告します。

以上で第7回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第7回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時42分